

よく
わかる!

わたしたちの

介護保険

平成30年4月から介護保険が改正されました

元気で自立した生活を送れる人
介護や介助が必要な人
みなさんが自分にあった
サービスを利用できます!



箱根町

介護保険のしくみ

介護保険制度は、40歳以上の人が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる、支えあいの制度です。お住まいの市区町村が運営しています。



40歳以上のみなさん（被保険者）

- 介護保険料を納めます。
- サービスを利用するための申請をします。
- サービスを利用したら、利用者負担を支払います。

65歳以上の人 （第1号被保険者）

介護や支援が必要になったときに、市区町村の認定を受けてサービスが利用できます。どんな病気やけがが原因で介護や支援が必要になったかは問われません。

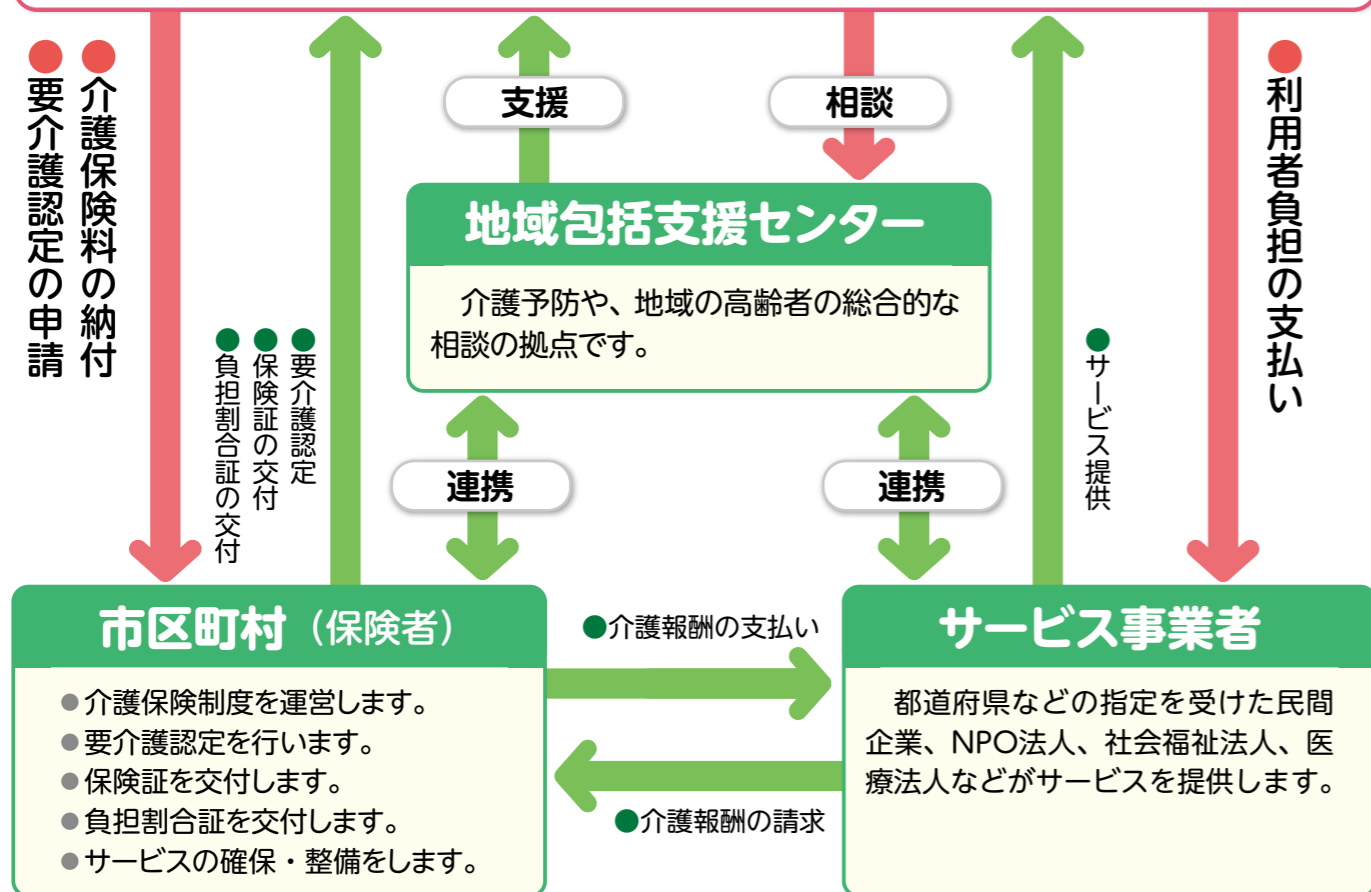
- 65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、市区町村へ届け出が必要です。示談前に市区町村の担当窓口へ連絡してください。

40～64歳の人 （第2号被保険者）

特定疾病*で介護や支援が必要になったときに、市区町村の認定を受けてサービスが利用できます（交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません）。

* 特定疾病：加齢と関係がある疾病。要介護状態になる可能性が高い疾病で、16疾病が指定されています。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靭帯骨化症 ● 骨折を伴う骨粗しょう症 ● 多系統萎縮症 ● 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症 ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症 ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ● 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ ● 慢性閉塞性肺疾患 ● 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



介護保険料

介護保険料は、介護保険制度を健全に運営していくための大切な財源となっています。みなさんが安心してサービスが受けられるように、保険料は忘れず納めましょう。



65歳以上の人（第1号被保険者）

65歳以上の人々の保険料は所得などに応じて段階的に決められます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、原則として年金から納めます。納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。



老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が 18万円以上（年額）の人

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます（特別徴収）。

※年金が年額18万円以上でも、年度途中で65歳になったときや、他の市区町村から転入したときなどは、一時的に納付書で納めることがあります。

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が 18万円未満（年額）の人

市区町村から送付される納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます（普通徴収）。

保険料を滞納していると

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割または2割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付が一時的に差し止められます。滞納している保険料にあてられることもあります。

2年以上滞納すると

介護保険のサービスを利用するときに利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは…

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口にご相談ください。

40～64歳の医療保険に加入している人（第2号被保険者）

40～64歳の人々の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一括して納めます。



	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決まり方	保険料は国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険者ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。
納め方	医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

サービス利用までの流れ

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市区町村の窓口にご相談しましょう。



1 相談します

地域包括支援センターや市区町村の窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

介護サービス、介護予防サービスを利用したい人

介護予防・生活支援サービス事業を利用したい人

2 申請します

介護サービス、介護予防サービスを利用したい人は、市区町村の窓口で申請します。

※申請は本人や家族などのほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証（40～64歳の人のみ）

※このほかに、原則として本人や代理人の身元確認の書類およびマイナンバー確認の書類などが必要です。



地域包括支援センターや市区町村の窓口で、心身や日常生活の状態など（生活機能）を調べる**基本チェックリスト**を受けます。

生活機能の低下がみられた場合は、**介護予防・生活支援サービス事業対象者**（以下、**事業対象者**）として事業を利用できます。

P13、14

3 認定調査を受けます

市区町村の職員などに自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。調査結果はコンピュータで判定（一次判定）され、さらに主治医意見書とともに介護認定審査会で審査・判定（二次判定）されます。



主治医意見書

生活機能低下の原因傷病や治療内容、心身の状態などについて主治医に記載してもらった書類です。

介護認定審査会

市区町村が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人程度から構成され、介護の必要性について総合的に審査します。

4 認定結果が届きます

認定結果は、原則として申請から30日以内に市区町村から送られてきます。

非該当

要介護や要支援に認定されなかった人

基本チェックリストを受けて、生活機能の低下がみられた場合は「**事業対象者**」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

P13、14

要支援 1・2

介護予防サービスなどを利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

要介護 1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人

5 ケアプランを作ってもらいます

※サービスによっては、利用する事業所でケアプランを作成する場合があります。

事業対象者

介護予防ケアマネジメントを依頼する地域包括支援センターを決めて、市区町村に「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を提出します。

要支援 1・2

地域包括支援センター

担当職員が利用者や家族と話し合って課題を分析します。必要に応じてケアプラン原案の作成、サービス担当者会議などを経てケアプランを作成します。



● 介護予防・生活支援サービス事業を利用します

P14

要支援 1・2

介護予防ケアプラン作成を依頼する地域包括支援センターを決めて、市区町村に「介護予防サービス計画作成依頼届出書」を提出します。

地域包括支援センター

担当職員と話し合って課題を分析し、介護予防ケアプラン原案の作成、サービス担当者会議などを経て介護予防ケアプランを作成します。

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービスは一緒に利用できます。

● 介護予防サービス
● 介護予防・生活支援サービス事業を利用します

P7～10、
P12、14

要介護 1～5

●在宅生活をしながらサービスを利用したい

ケアプラン作成を依頼する居宅介護支援事業者を決めて、市区町村に「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。

居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業者のケアマネジャーと話し合って課題を分析し、作成したケアプラン原案をもとに、利用者や家族、ケアマネジャー、サービス担当者で話し合い、ケアプランを作成します。



● 介護サービスを利用します

P7～12

●施設に入所してサービスを利用したい

入所希望の施設サービス事業者に直接申し込んで契約します。

施設サービス事業者

施設のケアマネジャーと話し合って課題を分析し、作成したケアプラン原案をもとに、利用者と家族、ケアマネジャー、サービス担当者で話し合い、ケアプランを作成します。



● 施設サービスを利用します

P11

利用者の負担

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、利用者は実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

サービス利用の際は、介護保険の「保険証」と利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を提示してください。



利用者負担の割合について

介護保険サービスは、実際にかかる費用の一部の負担（利用者負担割合）で利用できます。ただし、おもな在宅サービスなどには上限額（支給限度額）が決められていて、それを超えるサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。

利用者負担割合 **改正ポイント!**

3割 平成30年8月から	①②の両方に当てはまる場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	①②の両方に当てはまる場合（平成30年8月からは3割以外の人で①②の両方に該当） ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人

合計所得金額について **改正ポイント!**

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年8月からは、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。

支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要支援 1	50,030円
要支援 2	104,730円
要介護 1	166,920円
要介護 2	196,160円
要介護 3	269,310円
要介護 4	308,060円
要介護 5	360,650円

- 標準地域の額です（介護保険が負担する分も含みます）。
- 事業対象者は、原則として要支援1の支給限度額が設定されています。

負担が高額になったとき

利用者負担が高額になったとき（高額介護サービス費の支給）

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。支給限度額を超えた自己負担分などは対象になりません。

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●現役並み所得者	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円※
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
・高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人	
●生活保護の受給者	個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額すること で、生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

※同一世帯のすべての65歳以上の人（サービスを利用していない人も含む）の利用者負担割合が1割の世帯には、平成29年8月から3年間に限り、年間上限を446,400円（37,200円×12か月）とする緩和措置があります。

介護と医療両方の自己負担が高額になったとき（高額医療・高額介護合算制度）

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合、合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれの限度額（介護保険は高額介護サービス費、医療保険は高額療養費）を適用したあと、さらに年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が支給されます。

施設を利用したサービスの場合

施設を利用したサービスの場合、サービス費用の1割または2割（平成30年8月からは1～3割）、日常生活費、居住費等・食費が利用者の負担となります。

利用者負担分（1割または2割※）

※平成30年8月からは1～3割

+

日常生活費

+

居住費等・食費

基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

居住費等・食費の基準費用額（1日につき）

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	370円 (840円)	1,380円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は（ ）内の金額になります。

ただし、低所得の人は **居住費等・食費が軽減される場合があります!**

低所得の人については、経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないよう、申請して認められた場合は、**居住費等・食費は負担限度額までの負担**になります。超えた分は介護保険の「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室		
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 高齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額 が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

- 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。
- 第1～3段階に該当しない人でも特例的に第3段階が適用される場合があります。詳しくは市区町村へお問い合わせください。
- 合計所得金額は収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年8月からは合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除」した額を用います。 **改正ポイント!**

上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

サービスの種類

サービスを利用したときの利用者の負担は、記載しているサービス費用のめやすの1割または2割（平成30年8月からは1～3割）です。

- ★平成30年4月からサービス費用が変更されました。**【改正ポイント】**
- ★掲載している金額のほかに、サービス内容や地域による加算などがあります。
- ★サービスによっては、別に食費、滞在費、日常生活費がかかる場合があります。
- ★サービスによっては、共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村へ問い合せください。**【改正ポイント】**



在宅サービス

在宅で生活しながら利用できるサービスです。

●訪問を受けて利用するサービス

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<h4>訪問介護（ホームヘルプ）</h4> <p>ホームヘルパーなどに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。</p> <p>◆サービス費用のめやす</p> <p>身体介護中心(20分以上30分未満の場合) ▶ 2,480円 生活援助中心(20分以上45分未満の場合) ▶ 1,810円</p> <p>※早朝、夜間、深夜などは加算あり。</p>	<h4>訪問型サービス</h4> <p>介護予防訪問介護は、「訪問型サービス」として市区町村が行う介護予防・生活支援サービス事業から提供されます。詳しくはP14をご覧ください。</p>
<h4>訪問入浴介護</h4> <p>介護職員と看護職員に移動入浴車で訪問してもらい、浴槽の提供を受けて入浴介護が受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす</p> <p>要介護1～5 ▶ 1回につき12,500円</p>	<h4>介護予防訪問入浴介護</h4> <p>疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員に移動入浴車で訪問してもらい、浴槽の提供を受けて入浴介護が受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす</p> <p>要支援1・2 ▶ 1回につき8,450円</p>
<h4>訪問リハビリテーション</h4> <p>事業者の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活行為を向上させるためのリハビリテーションを受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす</p> <p>要介護1～5 ▶ 1回(20分以上)につき2,900円</p>	<h4>介護予防訪問リハビリテーション</h4> <p>事業者の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活行為を向上させるためのリハビリテーションを受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす</p> <p>要支援1・2 ▶ 1回(20分以上)につき2,900円</p>

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<h4>訪問看護</h4> <p>疾患などを抱えている人が、医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす 30分未満の場合</p> <p>訪問看護ステーションからの場合 ▶ 4,670円 病院または診療所からの場合 ▶ 3,960円</p>	<h4>介護予防訪問看護</h4> <p>疾患などを抱えている人が、医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす 30分未満の場合</p> <p>訪問看護ステーションからの場合 ▶ 4,480円 病院または診療所からの場合 ▶ 3,790円</p>
<h4>居宅療養管理指導</h4> <p>通院が困難な人が医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす 単一建物居住者1人に対して行う場合</p> <p>医師または歯科医師が行う場合 ▶ 5,070円(1か月に2回まで)</p>	<h4>介護予防居宅療養管理指導</h4> <p>通院が困難な人が医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす 単一建物居住者1人に対して行う場合</p>

●施設に通って利用するサービス

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<h4>通所介護（デイサービス）</h4> <p>通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などの支援を日帰りで受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす 通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合 ※送迎を含む。</p> <p>要介護1～5 ▶ 6,450円～11,240円</p>	<h4>通所型サービス</h4> <p>介護予防通所介護は、「通所型サービス」として市区町村が行う介護予防・生活支援サービス事業から提供されます。詳しくはP14をご覧ください。</p>
<h4>通所リハビリテーション（デイケア）</h4> <p>介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーションを日帰りで受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす 通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合 ※送迎を含む。</p> <p>要介護1～5 ▶ 7,120円～13,100円</p>	<h4>介護予防通所リハビリテーション（デイケア）</h4> <p>介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスを受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす(月単位の定額) 共通的サービス(1か月につき) ※送迎、入浴を含む。</p> <p>要支援1・2 ▶ 17,120円・36,150円</p>

●短期間入所して利用するサービス（ショートステイ）

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<h3>短期入所生活介護</h3> <p>介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす（1日） 併設型・多床室の場合</p> <p>要介護1～5 ▶ 5,840円～8,560円</p>	<h3>介護予防短期入所生活介護</h3> <p>介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす（1日） 併設型・多床室の場合</p> <p>要支援1・2 ▶ 4,370円・5,430円</p>
<h3>短期入所療養介護</h3> <p>介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす（1日） 多床室の場合</p> <p>要介護1～5 ▶ 8,260円～10,390円</p>	<h3>介護予防短期入所療養介護</h3> <p>介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での支援、介護予防を目的とした日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす（1日） 多床室の場合</p> <p>要支援1・2 ▶ 6,110円・7,650円</p>

●有料老人ホームなどで介護や支援を受けるサービス

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<h3>特定施設入居者生活介護</h3> <p>特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入居している人が、日常生活上の支援や介護を受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす（1日）</p> <p>要介護1～5 ▶ 5,340円～8,000円</p>	<h3>介護予防特定施設入居者生活介護</h3> <p>特定施設（指定を受けた有料老人ホームなど）に入居している人が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けられます。</p> <p>◆サービス費用のめやす（1日）</p> <p>要支援1・2 ▶ 1,800円・3,090円</p>



●在宅での生活を支えるサービス

要介護1～5の人	要支援1・2の人																																																		
<h3>福祉用具貸与</h3> <p>日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。</p>	<h3>介護予防福祉用具貸与</h3> <p>介護予防に役立つ福祉用具の貸与が受けられます。</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>費用は福祉用具の種類や事業者によって異なります。</th> <th>要支援1・2 要介護1</th> <th>要介護2・3</th> <th>要介護4・5</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手すり（工事をとまなわないもの）</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td rowspan="14"> ● 利用できます ▲ 一部利用できません × 原則として利用できません </td> </tr> <tr> <td>スロープ（工事をとまなわないもの）</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>歩行器</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>歩行補助つえ</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>車いす（車いす付属品を含む）</td> <td>×</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）</td> <td>×</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>床ずれ防止用具</td> <td>×</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>体位変換器</td> <td>×</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>認知症老人徘徊感知機器</td> <td>×</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>移動用リフト（つり具を除く）</td> <td>×</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>自動排泄処理装置</td> <td>▲</td> <td>▲</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>※尿のみを吸引するものは利用できません。</p>		費用は福祉用具の種類や事業者によって異なります。	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5		手すり（工事をとまなわないもの）	●	●	●	● 利用できます ▲ 一部利用できません × 原則として利用できません	スロープ（工事をとまなわないもの）	●	●	●	歩行器	●	●	●	歩行補助つえ	●	●	●	車いす（車いす付属品を含む）	×	●	●	特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	●	●	床ずれ防止用具	×	●	●	体位変換器	×	●	●	認知症老人徘徊感知機器	×	●	●	移動用リフト（つり具を除く）	×	●	●	自動排泄処理装置	▲	▲	●
費用は福祉用具の種類や事業者によって異なります。	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5																																																
手すり（工事をとまなわないもの）	●	●	●	● 利用できます ▲ 一部利用できません × 原則として利用できません																																															
スロープ（工事をとまなわないもの）	●	●	●																																																
歩行器	●	●	●																																																
歩行補助つえ	●	●	●																																																
車いす（車いす付属品を含む）	×	●	●																																																
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	●	●																																																
床ずれ防止用具	×	●	●																																																
体位変換器	×	●	●																																																
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●																																																
移動用リフト（つり具を除く）	×	●	●																																																
自動排泄処理装置	▲	▲	●																																																
<p>●機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。 改正ポイント!</p> <p>●平成30年10月から、商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます。 改正ポイント!</p>																																																			
<h3>特定福祉用具販売</h3> <p>申請</p> <p>入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。 申請が必要です。</p>	<h3>特定介護予防福祉用具販売</h3> <p>申請</p> <p>入浴や排せつなどに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を購入したとき、購入費が支給されます。 申請が必要です。</p>																																																		
<p>●腰掛便座 ●入浴補助用具 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分</p> <p>◆サービス費用のめやす</p> <p>同年度で10万円を上限に利用者負担（1割または2割。平成30年8月からは1～3割）分を負担します。 ★都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。</p>																																																			
<h3>住宅改修費支給</h3> <p>事前申請</p> <p>手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。 改修前の事前申請が必要です。</p>	<h3>介護予防住宅改修費支給</h3> <p>事前申請</p> <p>介護予防に役立つ、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。 改修前の事前申請が必要です。</p>																																																		
<p>●滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 ●手すりの取り付け ●段差の解消 ●引き戸などへの扉の取り替え ●洋式便器などへの便器の取り替え ※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。</p> <p>◆サービス費用のめやす</p> <p>20万円を上限に利用者負担（1割または2割。平成30年8月からは1～3割）分を負担します。 ★事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給されません。</p>																																																			

施設サービス

※要介護1～5の人が利用できます。
(要支援1・2の人は利用できません)

施設に入所して利用するサービスです。

施設サービスでは別途、居住費・食費・日常生活費がかかります。詳しくはP6参照。

●常時介護が必要な人が利用する施設

要介護1～5の人 (新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症などで日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護や生活が困難な人が入所する施設です。食事・入浴・排せつなどの介護や、機能訓練、療養上の世話などが受けられます。

◆サービス費用のめやす(1日)
多床室の場合

要介護1～5 ▶ 5,570円～8,290円

●在宅復帰を目指す施設

要介護1～5の人

介護老人保健施設(老人保健施設)

医療施設などに設置されていて、在宅復帰を目指す施設です。状態が安定している人が医師による医学的管理のもとで、医療上のケアやリハビリテーション、食事、入浴など日常生活上の世話などが受けられます。

◆サービス費用のめやす(1日)
多床室の場合

要介護1～5 ▶ 7,710円～9,840円

●長期療養が必要な人が利用する施設

要介護1～5の人

介護療養型医療施設(療養病床等)

医療施設などに設置されていて、医学的管理のもとで長期の療養を必要とする人のための施設です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

◆サービス費用のめやす(1日)
多床室の場合

要介護1～5 ▶ 7,450円～12,510円

●長期療養と介護を一体的に受けられる施設

要介護1～5の人

介護医療院 平成30年4月創設

改正ポイント!

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。介護療養型医療施設の転換施設です。

◆サービス費用のめやす(1日)
多床室の場合

要介護1～5 ▶ 8,030円～13,320円

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるためのサービスです。原則、住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

●市区町村によって行われるサービスが異なる場合があります。

要介護1～5の人	要支援1・2の人
認知症対応型通所介護 認知症の人が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。	介護予防認知症対応型通所介護
地域密着型通所介護 小規模(定員18人以下)な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。	要支援1・2の人は利用できません
小規模多機能型居宅介護 通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。	介護予防小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、介護や看護のケアが受けられます。	要支援1・2の人は利用できません
認知症対応型共同生活介護 認知症の人が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。 <small>※要支援1の人は利用できません。</small>	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 小規模(定員29人以下)な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。 <small>※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。</small>	要支援1・2の人は利用できません
夜間対応型訪問介護 巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。	要支援1・2の人は利用できません
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により、介護や看護、緊急時の対応などが受けられます。	要支援1・2の人は利用できません
地域密着型特定施設入居者生活介護 小規模(定員29人以下)な介護専用型特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。	要支援1・2の人は利用できません

★サービスによっては別途、食費、居住費等、日常生活費がかかる場合があります。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が介護予防を総合的に行う事業です。これまでの介護予防事業とくらべて、より利用者の状態や希望に合わせたサービスが利用できます（サービスの内容や利用者負担は市区町村ごとに異なります）。

介護予防とは、「できる限り介護が必要にならないようにする」「もし介護が必要になっても、それ以上悪化させないようにする」ことです。いつまでも自分らしく自立して生活するためには、健康なうちから介護予防に取り組むことが大切です。

65歳以上の人

地域包括支援センターまたは市区町村の担当窓口にご相談します。
（原則として、利用者本人が窓口で手続きをします）

一般介護予防事業のみ利用したい人

介護サービスや介護予防サービスを利用したい人など

介護予防・生活支援サービス事業を利用したい人など

要介護認定を受けます
（P3、4参照）

基本チェックリストを受けます

※基本チェックリストを受けて介護予防・生活支援サービス事業対象者になったあとなどでも、要介護認定の申請ができます。

	要介護1～5の人	要支援1・2の人	非該当の人	生活機能の低下がみられた人 （介護予防・生活支援サービス事業対象者）	生活機能の低下がみられなかった人 ・一般介護予防事業のみ利用したい人
介護予防サービス	介護サービス （P7～12）	介護予防サービス （P7～10、P12）	介護予防・生活支援サービス事業を利用したい人は基本チェックリストを受けましょう。		
総合事業	介護予防・日常生活支援	介護予防・生活支援サービス事業		介護予防・生活支援サービス事業	
	一般介護予防事業	一般介護予防事業	一般介護予防事業	一般介護予防事業	一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業で利用できるサービス

◆ 一般介護予防事業 65歳以上のすべての人

地域のひととひとのつながりを通じて自立支援の取り組みを支援し、いきいきと自分らしく、生きがいや役割を持って生活できる地域を目指す事業です。65歳以上の人であれば誰でも利用できますので、積極的に参加してみましょう。

●行われる具体的なサービス内容や費用などは、市区町村によって異なります。

● **介護予防についての教室や講演会を開催**（介護予防普及啓発事業）
運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上などの介護予防に関する講座や講演会を開催します。



● **地域のみなさんの介護予防の活動支援**（地域介護予防活動支援事業）
地域の住民のみなさんが主体となった「通いの場」の立ち上げ・継続の支援や内容の充実など、介護予防活動の支援などを行います。

そのほか、支援が必要な人を把握して介護予防活動へ繋げる支援、地域の介護予防活動ヘリハビリテーション専門職等の参加支援、目標達成の検証・評価などの事業も行っています。

◆ 介護予防・生活支援サービス事業 要支援1・2の人

要支援1・2の人

介護予防・生活支援サービス事業対象者

介護サービス事業者、地域に住んでいるみなさんや民間企業、NPO、ボランティアなど、さまざまな人たちが主体となって、支援が必要な人にサービスを行う事業です。「要支援1・2」や「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された人は、次の「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。



●行われる具体的なサービス内容や費用などは、市区町村によって異なります。

訪問型サービス

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います（これまでの介護予防訪問介護と同様のサービスです）。
- 地域住民やボランティアのみなさんが、支援が必要な人のゴミ出しなど、生活援助を行います。
- 体力の改善や日常生活動作などの改善のための支援が必要な人に、保健師などが短期的な指導を行います。
- 通所型サービスの送迎や通院などの際に、移動支援を行います。

など

通所型サービス

- 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います（これまでの介護予防通所介護と同様のサービスです）。
- 地域住民やボランティアが主体となり、レクリエーションや運動など、自主的な通いの場を提供します。
- 生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善などが必要な人に、保健・医療の専門職による短期的な指導を行います。

など

その他の生活支援サービス

- 見守りや栄養改善を目的とした配食サービスを行います。
- 地域住民やボランティアが主体となり、定期的な訪問を行います。
- 訪問型サービス・通所型サービスと一体的に提供する、地域の実情に合わせた生活支援を行います。

など

所得段階別介護保険料(平成30年度～32年度)

所得段階	負担割合	月額	年額	対象者
第1段階	基準額 ×0.50 (0.45)	2,950円 (2,655円)	35,400円 (31,860円)	生活保護の受給者又は、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税又は、世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入と他の所得との合計が80万円以下
第2段階	基準額 ×0.70	4,130円	49,560円	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と他の所得との合計が80万円を超え120万円以下
第3段階	基準額 ×0.75	4,425円	53,100円	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と他の所得との合計が120万円を超過
第4段階	基準額 ×0.90	5,310円	63,720円	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、本人の課税年金収入と他の所得との合計が80万円以下
第5段階	基準額	5,900円	70,800円	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、本人の課税年金収入と他の所得との合計が80万円を超過
第6段階	基準額 ×1.20	7,080円	84,960円	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満
第7段階	基準額 ×1.30	7,670円	92,040円	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満
第8段階	基準額 ×1.50	8,850円	106,200円	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満
第9段階	基準額 ×1.70	10,030円	120,360円	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満
第10段階	基準額 ×1.90	11,210円	134,520円	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満
第11段階	基準額 ×2.10	12,390円	148,680円	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満
第12段階	基準額 ×2.20	12,980円	155,760円	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上

注1：負担割合は、基準保険料(第5段階)に対する比率

注2：負担割合、月額、年額にあるカッコ内の数値は、軽減措置後の負担割合及び金額

注3：合計所得金額は収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年8月からは合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除」した額を用います。

お問い合わせ先

●箱根町役場

福祉部 福祉課 介護保険係
〒250-0398 箱根町湯本256番地
電話 0460(85)7790
FAX 0460(85)8124

●箱根町地域包括支援センター

〒250-0311
箱根町湯本855番地 箱根町社会福祉協議会内
電話 0460(85)3002
FAX 0460(85)3003



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法
総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版
KG012480-S15